

きたうら

村の人口と世帯

昭和50年12月末日住民基本台帳調

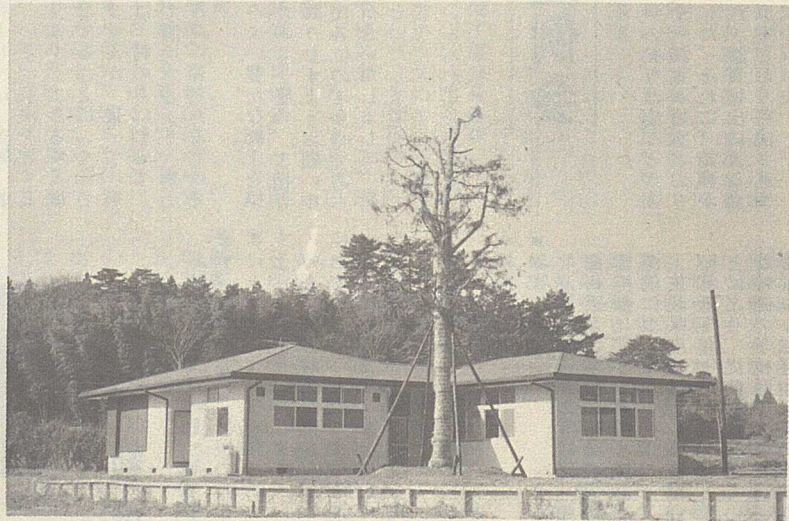
前月比

世帯数	2,380	—
人口	11,195	増 5
男	5,559	増 5
女	5,636	—

昭和51年1月20日発行 第178号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎02915—2111

新しく集会の場誕生

—要分館—



小学校建設のため一時使用できませんでした要公民館が、場所も新たに、昨年の暮に完成しました。
(北浦村公民館要分館)

最近、地域や団体での会合・行事などが活発化してきていること、また、生活様式の変化に伴って、「集会の場」の必要性が高くなってきています。

今度完成した公民館は、会議室1・厨房1・和室2を備えています。いままでのものに比べて、たいへん便利になりました。

使用したい場合は、事前に北浦村公民館長、または、小幡北区長宅へ連絡してください。
時節がら、火災シーズンでもありますので、十分注意して使用しましょう。

北浦村議会議員選挙は

告示日 3月20日

選挙日 3月27日(予定)

“選挙を通じて政治に参加する、ことの意義を考え、
きれいな選挙を心がけましょう。”

謹賀新年



村長
勢司治雄

村民の皆さん、一九七六年の新春を迎え、おめでとうございます。私も、再選第一年を終ろうとしています。

村政の実状については、広報等により、ご案内のとおりでございます。概して、順調に進んでおります。これも、議会議員をはじめ、各種団体、村民の皆さんの、格別なるご協力の賜と、感謝いたします。



議長
関利徳

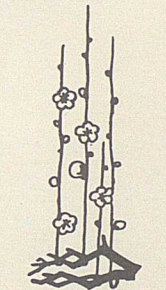
あけまして、おめでとうございます。新春を迎え、村民のみなさまにとって、よりよき年でありましますよう、お祈りいたします。

いま、地方財政が大きなピンチにあることは、みなさまご承知のとおりであります。幸いにして、当北浦村においては、堅実な財政運営に加えて、住民のみなさまのご協力により、昭和五十九年度においては、当初に計画した事業もほぼ予定通り、進められており、まことに喜しい限りであります。

しかしながら、迎えた昭和五十九年、北浦村にとっては、財政的にこれまでがない、最もきびしい年になることが予想されます。

私も議員といたしましては、こうしたきびしい年を迎えるにあたり、決意を新たに、局面的打開をはからなければならぬと考えております。限られた財源の中から、少しでも多く住民福祉の向上をはかる、という最も基本的な立場を再確認し、経費の節減に努める一方、事業の緊急度についての判断が、我々議員に課せられた大きな課題であると思っております。

こうした基本的な立場をふまえ、住民の皆さんの意志が、できるだけ多く村政に反映されるよう。全力をあげる考えでありますので、一層のご支援、ご協力をお願いいたします。



■議案第41号
北浦村文化財保護条例の全部を改正する条例について
文化財保護法の一部の改正されたのに伴い、村の条例の全部をかえました。

■議案第42号

北浦村文化財調査委員条例の制定について
北浦村文化財保護条例の全部を改正したので、従来の保護委員を「調査員」と改めたものです。

委員は、非常勤で、定数は十二名の学識経験者で構成されます。

■議案第43号

北浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
国民健康保険の高額療養費支給制度は、いままです任意給付として行われてきましたが、昭和五十九年十月一日より、高額療養費の支給が法定給付となつて、すべての保険者に義務づけられました。

なお、高額療養費の受領等、患者のみなさんについては、いままですとあります。

■議案第44号

大字及び字の区域の変更について
大字内宿、大字両宿、大字成田の三区域は、互いに飛地状に入り乱れているため、土地の管理、利用、その他一般行政上不便であるということで、一部の字の区域を変更しました。

北浦村議会定例会

北浦村議会第四回定例会は、昨年十二月十八日から二十五日の八日間開かれました。災害弔慰金支給制度が新設され、救済の道が開かれたこと、文化財保護条例が改正され、より文化財に対する保護の手が加えられること、また、人

■議案第39号
北浦村立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例について
茨城県市町村総合事務組合が昭和五十九年七月一日発出したことにより、従前村が行っていた幼稚園の学校医等の公務災害補償事務は、組合が共同処理することになったため、今までの村の条例を廃止しました。

■議案第40号

北浦村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の制定について
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律等が改正され、貸付内容が改善されました。

これにより、自然災害に対する被災者救済の道が開かれました。

■議案第45号

昭和五十九年度北浦村一般会計補正予算について
今回、一千九百五十六万六千円を追加し、歳入歳出の予算総額は九億六千五百九十四万二千円になりました。

主な歳出については、つぎのとおりです。

○総務費

土地改良総代総選挙費 二十八万三千円減
企画費（旅費・印刷製本費等） 六十五万四千円

○民生費

医療福祉費等 百六十万円
災害救助費 百万円

○農林水産業費

畑作高度営農団地育成対策事業補助金 四百八十六万五千円
家畜ふん尿有効利用促進事業補助金 二百九十九万九千円
養蚕主産地集団営農推進事業補助金 八十三万二千円減
転作集団促進事業補助金 七十七万五千円

○建設費

野菜集出荷所設置補助三万円
次木地区かんがい排水事業補助金 十二万円
中根地区ため池整備事業補助金 二十万円

○基幹農道舗装事業負担金等

大豆収量調査報償費 一万円
消耗品費等 十七万九千円
土木費 九万九千円

○久保前道舗装工事請負金

道路用地費 四百万円減
普通旅費 十八万円

○消防費

消防団員退職報償金

■議案第46号

昭和五十九年度北浦村国民健康保険特別会計補正予算について
二百八十八万二千円を追加し、歳入歳出それぞれ二億六千六百七十九万二千円になりました。

歳出の主なものは、つぎのとおりです。

○保険給付費

療養費 六十二万三千円
審査支払手数料 一万円
高額療養費 三百八十八万八千円
助産費 九十四万四千円減
育児手当金 八万四千円減

○保健施設費

検査委託料 七万円
消耗品費 一万五千円

■議案第47号

北浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
人事院勧告にもなつて、国家公務員の給与が改定されたのに伴い、北浦村職員についてもこれに準じて改正されました。

本年度の給与改定率は、十・六九%でした。

■議案第48号

昭和五十九年度北浦村一般会計補正予算について
今回の補正は、給与改定に伴うもので、予算総額から歳入歳出それぞれ二百三十一万七千円を減額し、補正後の予算総額は九億六千三百六十二万五千円になりました。

歳出については、給与改定による増は二百七十六万九千円でしたが、職員の異動等により、千五百八十六万四千円が減額されました。そこで、今回は、その差二百三十一万七千円の減額補正を行なったものです。

■議案第49号

昭和五十九年度北浦村国民健康保険特別会計補正予算について
千三百四十四万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ二億七千四百九十三万九千円になりました。

主な歳出は、つぎのとおりです。

○総務費

給与改定に伴う給与等の額 三百八十八万八千円減
療養給付費 七百二十七万七千円

○保険給付費

療養給付費 七百二十七万七千円

○医療費

療養給付費 七百二十七万七千円

○建設費

療養給付費 七百二十七万七千円

○民生費

療養給付費 七百二十七万七千円

■議案第49号

昭和五十九年度北浦村国民健康保険特別会計補正予算について
千三百四十四万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ二億七千四百九十三万九千円になりました。

主な歳出は、つぎのとおりです。

○総務費

給与改定に伴う給与等の額 三百八十八万八千円減
療養給付費 七百二十七万七千円

○保険給付費

療養給付費 七百二十七万七千円

○医療費

療養給付費 七百二十七万七千円

○建設費

療養給付費 七百二十七万七千円

○民生費

療養給付費 七百二十七万七千円

○農林水産業費

療養給付費 七百二十七万七千円

○基幹農道舗装事業負担金等

療養給付費 七百二十七万七千円

○建設費

療養給付費 七百二十七万七千円

○民生費

療養給付費 七百二十七万七千円

○農林水産業費

療養給付費 七百二十七万七千円

○基幹農道舗装事業負担金等

療養給付費 七百二十七万七千円

■議案第50号

昭和五十九年度北浦村国民健康保険特別会計補正予算について
千三百四十四万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ二億七千四百九十三万九千円になりました。

主な歳出は、つぎのとおりです。

○総務費

給与改定に伴う給与等の額 三百八十八万八千円減
療養給付費 七百二十七万七千円

○保険給付費

療養給付費 七百二十七万七千円

○医療費

療養給付費 七百二十七万七千円

○建設費

療養給付費 七百二十七万七千円

○民生費

療養給付費 七百二十七万七千円

○農林水産業費

療養給付費 七百二十七万七千円

○基幹農道舗装事業負担金等

療養給付費 七百二十七万七千円

○建設費

療養給付費 七百二十七万七千円

○民生費

療養給付費 七百二十七万七千円

○農林水産業費

療養給付費 七百二十七万七千円

○基幹農道舗装事業負担金等

療養給付費 七百二十七万七千円

■議案第51号

昭和五十九年度北浦村国民健康保険特別会計補正予算について
千三百四十四万七千円を追加し、歳入歳出それぞれ二億七千四百九十三万九千円になりました。

主な歳出は、つぎのとおりです。

○総務費

給与改定に伴う給与等の額 三百八十八万八千円減
療養給付費 七百二十七万七千円

○保険給付費

療養給付費 七百二十七万七千円

○医療費

療養給付費 七百二十七万七千円

○建設費

療養給付費 七百二十七万七千円

○民生費

療養給付費 七百二十七万七千円

○農林水産業費

療養給付費 七百二十七万七千円

○基幹農道舗装事業負担金等

療養給付費 七百二十七万七千円

○建設費

療養給付費 七百二十七万七千円

○民生費

療養給付費 七百二十七万七千円

○農林水産業費

療養給付費 七百二十七万七千円

○基幹農道舗装事業負担金等

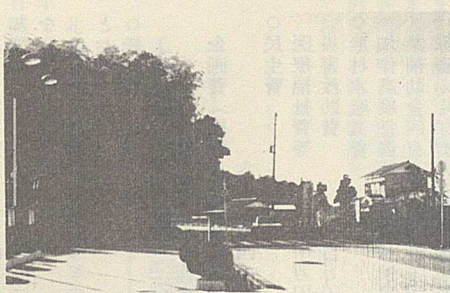
療養給付費 七百二十七万七千円

県警に 自動車安全運転センター開設

事故証明の通知は センターから 免許停止前

今年の一月一日から、自動車安全運転センター茨城事務所（茨城県警察本部内）が開設され、今まで警察署で行っていた事故証明の発行など、業務の一部がセンターに移りましたので注意して下さい。

◎交通事故証明書の発行
交通事故証明書は、現在警察署で発行していますが、一月一日から、



最近事故の多発している 役場上のバイパスの十字路

旧軍人であった者の一時恩給については、引き続き現在職年三年以上七年以上、そのうち下士官以上としての勤務が六ヶ月以上ないと支給されませんでした。新たに兵の階級であった者にも支給することなどを内容とした、恩給法の一部が改正になり、昭和五十八年八月から適用されています。

改正のなかで旧軍人の方に関係のあるものは、おおむねつぎのとおりです。

一 三までに該当すると思われる方は、役場住民課福祉係で手続きをしてください。

記

- 1 旧軍人に対する一時恩給等の支給範囲の拡大
(1) 下士官以上の旧軍人で、引き続き現在職年三年以上七年以上未満の者
(2) 兵であった旧軍人で、引き続き現在職年三年以上七年以上未満の者
(3) (1)及び(2)に該当する者の遺族
(4) 上記に該当する者で、恩給法に規定する失権、失格事由に該当しない者
- 2 加算年の恩給年額計算への算入要件の緩和
昭和四十八年の法改正で七十歳以上の者、傷病恩給受給者及び妻のうける普通恩給又は扶養料について、加算年が年額計算の基礎年数に認められましたが、この対象年齢が五歳引き下げられ、六十五歳以上の者にな

旧軍人にも、一時恩給が支給

りました。

3 最低保障額の適用における現在職年の特例
現行保障は現在職年ですが、これに再応召後の現在職年を加えた年数で適用されます。

4 恩給年額の増額
昭和五十一年一月分から三十八・一％増額されました。

5 最低保障額の改善
普通恩給又は普通扶助料の最低保障額が引き上げられました。

(1) 六十五歳以上の者
普通恩給
長期 三十二万一千六百円
から四十二万四千円に。短期 十九万四千円から二十四万一千二百円に。三十一万五千円に。九十九万四千円から九十九万四千円に。二十一万四千円に。

普通扶助料は
普通恩給の二分の一の額です。

(2) 六十五歳未満
普通恩給
長期 二十四万一千二百円から三十一万五千円に。短期 十九万四千円から二十四万一千二百円に。三十一万五千円に。九十九万四千円から九十九万四千円に。二十一万四千円に。

特別給付金国庫債券の買上償還について

国庫債券の買上償還は、今年も昨年同様の要領で実施します。債券は、前年度から対象とされているもののほか、次の国庫債券が新たに対象になりました。

国債の名称	記号	発行日	券面種類	買上価格(買上償還)
第四回特別給付金	い号	昭48. 5. 1	60万円券	(50.10.31~51.10.30) 210,600円
国庫債券	ろ号	49. 11. 1	〃	210,600円
第五回特別給付金	い号	昭48. 5. 1	30万円券	(50. 9.16~51. 9.13) 110,100円
国庫債券	ろ号	49. 10. 1	〃	(50. 9.16~51. 5.14) 212,100円

献血に協力を!!

○日時 2月14日・30日 3:30
○場所 北浦村公民館
○申込 2月3日までに区長さん宅へ、また5日までに保健衛生課へ

北浦村では、年に三回献血事業を行っており、輸血用血液の必要の増大の中で、これらの血液は皆さんの尊い献血によって支えられています。

今回は、消防団員、役場職員の協力で行いますが、一般の方にもご協力をお願いします。つぎの条件を満たす健康な方は、誰でも献

血ができます。

○十六歳以上六十五歳未満
○体重は男子四十五kg、女子四十kg以上
○血液比重が一・〇五二以上

なお、日本赤十字血液センターでは、献血された方に、血液検査の無料サービスを行い、異常を発見した場合は、本人に通知します。検査項目は、六項目が新たに加わり、ABO式検査、RH式検査、梅毒の検査、オーストリア抗原検査、GOT（肝機能検査）、ALT（アルカリフォスファターゼ）、T-P（総蛋白）、BUN（尿素窒素）

井戸水枯渇で

セリ用地下水のくみあげ時間を制限

昼 12~1時
夕 5~9時

CHOL（コレステロール）、A/G（アルブミン、グロブリン比）です。

井戸水が不足しているため対策をとるということで、一月中旬に、地下水利用対策協議会を、役場で開きました。これには、村とセリ組合役員、山田地区議員、区長、農業委員、それに現在「水」にまつている家庭の代表の方々の出席によって、協議が進められました。

北浦村のセリ栽培は、冬の有利な換金作物であることから、年々栽培面積がふえています。特に山田地区は、一帯に栽培されています。そして、このセリ栽培に使う地下水のくみあげ量は、膨大な量ののぼっています。栽培には欠くことのできない地下水ですが、あまりにも多量にくみあげるために、付近の家庭用の井戸水の水位

が下って、枯渇する現象が出ています。

水道等を施設すれば解決しますが、財政上また時間的に問題があり、実施には困難です。これらについては今後検討することとして、当面、時間制限をすることになりました。

昨年も協議会がもたれ、時間制限をした結果効果があったということで、今年も同様な措置をとることにしました。

地下水のくみあげの時間制限を、昼は十二時から一時、夕方は五時から九時として、その間、くみあげを行わないことにしました。みなさんの 特段のご協力をお願いします。

災害に 弔慰金の支給 援護資金の貸付け

福祉と生活安定を目的に制定

地震や暴風・豪雨など、わたしたちの身のまわりには、常に自然の災害の危険にさらされています。そして、この自然災害によって家財を失ったり、尊い人命までもうばわれてしまいます。

村では、このような災害がおきたときに、いくらかでも救援の手をと、福祉と生活の安定を目的とした、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けを行なうことになりました。

この制度の対象は、災害、暴風、豪雨、洪水、地震など異常な自然現象により被害を受けた場合に適用され、被害を受けた時に、北浦村に住所をもっていることが条件です。

災害弔慰金

災害により死亡したときに、その者の遺族に対して、災害弔慰金の支給を行います。支給する遺族は、死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族は後にします。

災害弔慰金の額は、生計を主として維持していた場合は百万円で、その他の場合は五十万円です。当然、故意又は重大な過失等により生じた場合には支給しません。

災害援護資金の貸付け

また、被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しを図るために災害援護資金の貸付けを行います。

限度額は、最高百万円ですが、被害の程度に応じて決定されます。

(1) 世帯主が一ヶ月以上の負傷をし、つぎのいずれかに該当する場合
イ 家財の被害金額が三分の一以上である損害及び住居の損害がない場合
ロ 家財の被害があり、かつ、住居の被害がない場合六十万円
ハ 住居が半壊した場合七十万円
ニ 住居が全壊した場合 百万円

(2) 世帯主の負傷がなく、つぎのいずれかに該当する場合
イ 家財の被害があり、住居の被害がない場合 三十万円

害がない場合 三十万円
ロ 住居が半壊した場合四十万円
ハ 住居が全壊した場合七十万円
ニ 住居の全体が損壊、又は流失したり、これと同程度の状態の場合 百万円

償還期間は：
災害援護資金の償還期間は十年で、据置期間はそのうち三年です。

償還利率は：
災害援護資金は、据置期間中は無利子で、据置期間経過後は、年三パーセントの利率で、年賦、又は半年賦償還です。

わたしたちの村からは、ひとつの災害も出たくありませんが、万一の事故の際には、利用していただきたいと思います。

また、不測から注意を払って災害を未然に防ぐようにしましょう。

松を守ろう



枯死させる恐しい 害虫を退治しよう



(枯れて白い肌を見せる松)

最近、松の枯死が目立っています。緑の樹勢の旺盛な松が、いつのまにか紅葉したようになって枯死しています。

これは、松くい虫の一種の「マツノマダラカミキリ」が「マツノザイセンチュウ」という一ミリの小さな線虫を、羽根の裏側や気門に付着させて、前年に枯れた松の中からとび出して、元気な松の新芽や小枝などをかじるとき、その傷あとから松に入って小枝から幹へ移動しながら、猛烈に繁殖し、二〜三カ月で松を完全に枯らしめてしまいます。このように、松の枯れが毎年くり返されると松がなくなってしまうのです。

茨城県でも、水戸市を中心にその周辺地域で松の枯死が目立っています。北浦村でも、点々と目立つようになり、各地に拡がっています。

従来、松くい虫によると言われ、マツノマダラカミキリは、羽化する際に、体表面などに、平均一万頭以上のマツノザイセンチュウを付着させ、新たな木に媒介します。

産卵は、六月中旬に始まり、七月下旬にもっとも盛んで、八月下旬に終了します。

この際、樹勢の旺盛な松はヤニを出し、卵や幼虫を封じこめて殺してしまふので、マツノザイセンチュウなどにより樹勢の衰えた松を選択して産卵します。つまり、マツノマダラカミキリは、後食の際にマツノザイセンチュウを運び、松を弱らしてもいい、それに卵をうみつけます。

3 防除方法

(1) 予防

樹体内に侵入してしまったマツノザイセンチュウを直接駆除して、樹勢を回復させる方法は現在のところありません。

しかし、マツノマダラカミキ

害にはかかりません。

このマツノザイセンチュウが松に寄生するのは、媒介昆虫のマツノマダラカミキリが羽化脱出後、松の小枝の皮をかじる（後食）ときに、その後食痕から樹体内に侵入します。地面や根からは、絶対侵入しません。

約五日間で卵から成虫になり、早ければ二週間で樹全体に分散し、樹脂道などを破壊しながら増殖し、樹を弱らせます。

茨城県の場合、十一月中頃に産卵し、外見上異常（針葉の黄褐変）になるものが多いのですが、年を越して二〜三月頃異常になるものもかなり認められています。

2 マツノマダラカミキリ

マツノマダラカミキリは、羽化する際に、体表面などに、平均一万頭以上のマツノザイセンチュウを付着させ、新たな木に媒介します。

産卵は、六月中旬に始まり、七月下旬にもっとも盛んで、八月下旬に終了します。

この際、樹勢の旺盛な松はヤニを出し、卵や幼虫を封じこめて殺してしまふので、マツノザイセンチュウなどにより樹勢の衰えた松を選択して産卵します。つまり、マツノマダラカミキリは、後食の際にマツノザイセンチュウを運び、松を弱らしてもいい、それに卵をうみつけます。

3 防除方法

(1) 予防

樹体内に侵入してしまったマツノザイセンチュウを直接駆除して、樹勢を回復させる方法は現在のところありません。

しかし、マツノマダラカミキ

今年も 芸術祭 を開きます

2月23日～29日予定

今年も例年どおり、芸術祭を開催します。詳細は後日お知らせしますが、みなさんの参加、作品出品をお願いします。

被害状況(1月20日現在)

川島田幡戸宿田江和貫木	10本
野	9本
古繁山小行内成長三小次	35本
	74本
	10本
	40本
	28本
	32本
	50本
	1,372本
合 計	30本
	1,690本

誤配の郵便物は 付せんをしてポストへ!!

郵便物の配達については、間違いないお手もとにお届けするよう努めております。しかし、郵便物は、必ずしも本人に直接手渡しされるものでないため、多数の配達郵便物のうちには、誤ってあて所以外の場所に配達されることもあります。また、配達先に受取人が居住していない場合（転居）もあります。

このような場合には

(1) 郵便物に「誤配」された旨を記入した紙片をはり、ポスト近くの郵便局に差し出してくださいます。

(2) 誤って郵便物を開いた場合は、これを補修して、「誤配されたため、誤って開きました」旨と住所、氏名を記入した紙片をはってください。

(3) 受取人がすでに転居され、居住していない場合は

④ 転居先がおわかりでしたら、その住所を



④ 転居先不明の場合は、「転居先不明」等の紙片をつけて、郵便局かポストへ差し出してくださいます。

大会で生活簡素化運動を申し合わせる

昨年の秋の田園都市建設事業推進研究大会では、いかに健康で豊かな農村生活を築いてゆくかが主題となりました。

特に最近、冠婚葬祭をはじめ諸行事が派手になるところがとりあげられ、今後、生活慣行の改善を率先してとりくむということに申し合わせがされました。

また、農村における過労や栄養不足にもつく病気の多発が、主婦に集中して現われていることも事実としてとりあげられました。

作文紹介

なおこの大会で、作文募集が行なわれ、成田集落から、小学生の部佳作に桂木道子さん・中学生の部一席に成田征都くん（二年連続一席）、佳作に桂木陽子さんが入

成田田園都市に かけるぼくの夢

成田 征都

北浦中一年

行方郡の中でただひとつの村、北浦の中でも一番小さな部落が、く達の住む成田集落です。戸数が徳川時代より今日までほとんど変化せず、四十五戸前後であること、珍らしいといわれています。

現在、戸数四十八、人口二百五十人、北浦の湖に近い近隣地帯にある部落です。

この田園都市建設事業が、五十年三月に一応完了し、現在では以前の部落と比較して、全体的に生活環境が向上しましたが、特に次の点で、ぼくは大変誇りに思っています。

まず第一に、明治に建てられた古い観音様の集会所が取りこわされ、村一番の近代建築である「田園都市センター」が完成されたことです。建物だけでもすばらしいのに、中の付属施設がすべて完備しているのです。テレビ、ステレオ、卓球台、パンポンコート（屋外コンクリート）屋外遊技施設などもその一例です。クリスマスパーティー、部落集会、婦人会、老人会、各種グループの会合、新年の祝宴やお葬式など、利用回数は増すばかりです。

第二番目は、県内でも屈指と言われる養鶏農家が数軒あることです。最近では、そこで働く従業員の数は増加する一方で、従業員の寮もできました。おかげでぼく達は、新鮮な卵や鶏肉を安く食べられます。

第三は、田園都市事業完了真近の頃に、葬儀用の立派な祭壇がそろったことです。それを使用して葬式を行なった家が三軒ありました。それを見た部落の人達が言うことは、「葬儀屋で借りたら五万円もとられるのに、センターのを使えば、安く立派な葬式ができていいな」ということでした。

他の部落の人が見て、大変うらやましがっている事も何度も聞きました。その他、道路の拡張、舗装、外燈の取り付け等による生活様式の進歩を見る時、ぼく達は、

その恩恵を受けているだけではない。まな気持がするのです。この施設を利用して、管理しているだけではなく、部落の人みんなが古くしきたりを改めたり、新しい生活の設計をしたりしなければならいと思うのです。

その改善の上に立つた施設の利用なら素晴らしいでしょう。たとえば、葬式の花輪はそれほど見られなくなり、果物が、果物がこの数はふえるばかりです。そればかりか、果物以外のかざりが多くなってきたようです。

「お祝いの交際費がばかにならない」と言われますが、センターを利用せず、町の旅館などが使われているようです。

数年前、東京で亡くなった人の葬式を二つ、この部落でやりましたが、それは火葬だったので、どちらも簡素にできた。部落の人がいっていいました。できるだけ早く、土葬は廃止するべきではないでしょうか。

最近ぼくが考えることは、北浦村の他の部落で、一つでも多くの田園都市事業に加われないものだろうか、ということ。そして、何年か後に村全体が加入し、完了してしまえば、火葬のことなど、村全体の問題としてクロースアップされるのではないのでしょうか。

部落だけでなく、村に、そして行方郡全体に、この考えは広めていかなければならないと思うのです。それを実現するための田園都市事業が開いた道は広く、おろした根は深いのです。

ぼく達は、次の時代に向かってがんばります。

にせ税務署員にご注意

最近、税務署の職員をよそおい脅迫めいた電話をかける事例が、各地にひんばんに発生しており、納税者の皆さんに大変迷惑をかけています。
このような電話や、不審な者が来訪した場合は、すぐに潮来税務署総務課へ連絡してください。
☎〇二九九六―六九三―
なお、金品の要請には絶対応じないよう注意してください。

消防操法県大会で優勝・準優勝



去る12月に行われた、消防ポンプ操法競技大会県大会において、北浦村から出場したチームが、日頃の訓練を発揮してみごとな成績をおさめました。自動車ポンプの部で、北浦村第一分団第一部（山田・繁昌）が優勝を、また小型ポンプの部で、北浦村第四分団第三部（長野江）が準優勝を勝ち取りました。写真は、優勝の金メダルを胸にする第一分団第一部のみなさんです。

スポーツの結果

◇バレーボール大会

- 男子
一位 北浦中職員
二位 北浦電子
三位 北浦村役場
- 女子
一位 北浦村役場
二位 オール小貫
三位 小幡

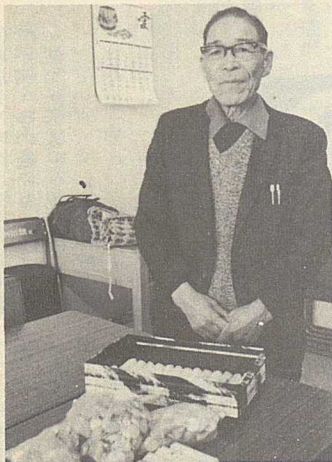
◇村内一周駅伝大会

- 一般の部
一位 Y P C
二位 玉造 A
三位 行方北部消防署
- 中学生の部
一位 北浦中 A
二位 北浦中 B
三位 北浦三育中

善意の窓

津澄小学校へ
日章旗一旗

真家安善さん（繁昌）



▲一円玉を3883枚も

繁昌の宮内繁司さんは、1円玉で3,883円を善意銀行（社教）へ、福祉のために寄贈してくれました。この1円玉は、宮内さんが6年間もかかってためたものです。

受賞おめでとう

◇茨城県林業コンクール

- ・林地肥部コンクールひのきの部、三位、小貫・本沢真之助さん。
- ・山林苗畑コンクールあかまつの部、三位、長野江・高柳貞さん。
- ・学校環境緑化コンクール小学校の部、優賞、津澄小学校（校長根本正相）

- ・第八回茨城県生しいたけ品評会優良賞、小貫・本沢真之助さん。
- ・奨励賞、長野江・郡司幸一さん。
- ・行戸・田上浩三さん。
- ・茨城県第三回花とほうきの環境美化コンクール・第十二回全国花いっぱい「花のある職場」コンクール

- ・中央審査の部、優秀賞、津澄小学校。地方審査の部、優良賞、小貫小学校（校長曾根広）。努力賞、北浦村小貫菊の会（代表本沢治右エ門）。
- ・第四回郷土をきれいにする県民のつどい、地域団体の部感謝状、北浦村中根青少年クラブ（代表真家謙一）

あなたの家庭は
だいじょうぶ？



来れば
来れ
備えは万全

消火器



職員異動

退職 堀 かわり（総務課）